○栗東市中小企業振興会議設置要綱

平成２２年９月２８日

告示第１９４号

改正　平成２４年４月１日告示第６５号

平成２６年４月１日告示第８６号

平成２８年５月１３日告示第７４号

平成３０年４月１日告示第８２号

平成３１年３月２７日告示第３７号

令和３年４月１日告示第１０５２号

（設置）

第１条　市及び中小企業者等が中小企業の振興方策について協働で検討するため、栗東市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　振興会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提案する。

（１）　栗東市中小企業振興基本条例に関すること。

（２）　栗東市商工振興ビジョンに関すること。

（３）　栗東市商工振興ビジョンロードマップに関すること。

（４）　栗東市商工振興ビジョンロードマップに基づく事業実施計画に関すること。

（５）　第２号から前号に掲げる事項の進行管理に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか中小企業の振興に関すること。

（組織）

第３条　振興会議は、委員１０人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　関係機関の代表者

（３）　関係団体の代表者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　公募による市民

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌年度の３月３１日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第５条　振興会議に、会長及び副会長各１名を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、振興会議を代表し、会務を統括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　会長は、専門的な事項を調査するため、必要に応じて、振興会議に委員及び部会委員で組織する専門部会を置くことができる。

３　部会委員は、振興会議において選任し、会長が依頼する。

４　部会委員は、専門的な事項の調査を終えたときをもって、その任を終えるものとする。

（関係者の出席）

第７条　会長は、所掌事務について必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第８条　振興会議の庶務は、産業経済部商工観光労政課において行う。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮り別に定める。

附　則

この告示は、平成２２年９月２８日から施行する。

附　則（平成２４年４月１日告示第６５号）

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年４月１日告示第８６号）

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年５月１３日告示第７４号）

この告示は、平成２８年５月１３日から施行する。

附　則（平成３０年４月１日告示第８２号）

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２７日告示第３７号）

（施行期日）

１　この告示は、平成３１年３月２７日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日時点で在任中の委員の任期は、平成３１年３月３１日までとする。

附　則（令和３年４月１日告示第１０５２号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。